



# 三重の労働



LABOR OF MIE PREFECTURE VOL.275 2022年2月・3月



県では新型コロナウイルス感染防止や通勤負担軽減の観点から、重度の身体障がいやコミュニケーションに障がいがある方など、これまで就労が困難と考えられていた障がいの者の就労機会の創出につなげるため、テレワークの促進に取り組んでいます。

そこで、令和3年11～12月に障がい者就労支援事業所の利用者や、特別支援学校の生徒が分身ロボット OriHime を操作して、シルバーケア豊壽園(津市)でデイサービス利用者とのコミュニケーションや、ステップアップカフェ「だいたい食堂」(津市)で接客などの就労体験を行いました。

障がい者就労支援事業所の利用者は「高齢者との話題づくりに苦勞した反面、自分たちの知らないことをたくさん教えてもらいました。OriHime を通して話した方に実際にお会いして話をしてみたい。」とコメントを寄せてくださいました。

## CONTENTS

### 1. 三重県からのお知らせ

- ① 三重県働き方アドバイザー派遣事業最終成果共有会及びセミナーについて (PDF: 875 KB)
- ② みえの企業大研究会について (PDF: 295 KB)
- ③ 令和3年障害者雇用状況の集計結果が公表されました! (PDF: 129 KB)
- ④ 第41回全国障害者技能競技大会及び第59回技能五輪全国大会において銀賞と敢闘賞を受賞した三重県代表選手が副知事を訪問しました! (PDF: 218 KB)
- ⑤ シニア向け無料就労相談会(鳥羽市・志摩市)について (PDF: 275 KB)

### 2. 三重県労働委員会事務局からのお知らせ

- ① 労働委員会のあっせん制度のご案内 (PDF: 144 KB)

### 3. 三重労働局からのお知らせ

- ① 労働保険料及び一般拠出金の納付について (PDF: 357 KB)
- ② 育児・介護休業法改正ポイントのご案内 (PDF: 1,242 KB)
- ③ コロナ禍における勤務環境改善のためのオンラインワークショップのご案内 (PDF: 687 KB)
- ④ 勤務間インターバル制度導入促進シンポジウムについて (PDF: 5,473 KB)
- ⑤ 解体等工事を行う場合は、石綿含有の有無の事前調査が必要です! (PDF: 1,530 KB)
- ⑥ 業務によって感染した場合、労災保険給付の対象となります (PDF: 741 KB)
- ⑦ 令和3年度「公正採用選考オンライン研修会」開催のご案内 (PDF: 532 KB)

### 4. 三重産業保健総合支援センターからのお知らせ

- ① 「三重さんぽセンター産業保健研修会」とメールマガジンの登録・配信について (PDF: 240 KB)

\* 「三重の労働2022年2月・3月号」全ページを一括ダウンロード (PDF: 12,658KB)

# 三重県働き方アドバイザー派遣事業 最終成果共有会及びセミナー



人事のスペシャリスト  
楠田祐氏と考える

## 働き方改革の推進

が経営者と従業員にもたらす  
メリットとは？

講師：楠田祐氏 プロフィール

NEC など東証一部エレクトロニクス関連  
企業 3 社の社員を経てベンチャー企業社長  
を経験。その後、中央大学大学院戦略経営  
研究科 (ビジネススクール) 客員教授を経て、  
2017 年 4 月より HR エグゼクティブ  
コンソーシアム代表に就任。

2009 年より年間数百社を訪問し続け、人  
事部門の役割と人事のキャリアについて研  
究。シンガーソングライターとしてもプロ  
活動している。

主な著書 『破壊と創造の人事』  
(出版:ディスカヴァー・トゥエンティワン)

### 第 1 部

働き方改革アドバイザー派遣取組企業による  
事例紹介

### 第 2 部

楠田祐氏によるオンライン講演

働き方改革の推進が経営者と従業員にもたらすメリットとは？

参加費  
無料

## 最終成果共有会及びセミナーの概要

開催日時

令和4年 2月8日 (火) 13:30~15:30

参加対象者

三重県内企業の経営者、人事総務担当者、働き方改革に興味のある方等

募集人数

会場 50 名 / オンライン 100 名 (いずれも先着順)

参加費

無料

開催場所

三重県総合文化センター 生涯学習棟 2 階 視聴覚室 /Web 会議システム (Zoom)

※Zoom に不慣れな方向けに、事前に「Zoom 個別サポート」を実施します。

「Zoom 個別サポート」をご希望の方は申込時にご希望の日程候補をご記載ください。

お申込みはメール・FAX または専用フォームにて受け付けます。

お申込み〆切 **1/28(金)**

※2/3(木)まで延長します!

### メール

件名に「共有会・セミナー参加希望」  
本文に①企業名  
②参加者の部署・役職・お名前(ふりがな)  
③メールアドレス  
④電話番号(代表)  
⑤参加方法(会場参加・オンライン参加)  
⑥Zoom個別サポートのご希望  
を必ずご記載ください。

メールアドレス:

[m.takatori@prostandard.co.jp](mailto:m.takatori@prostandard.co.jp)

### FAX

下記のFAX申込書にご記入の上、このチラシをFAXでご送信ください。

FAX:

03-6899-3267

### 専用フォーム



## FAX 申込書 記入欄

参加方法のご案内等を送付するため、**メールアドレス**を必ずご記載ください。ご記載いただけない場合は参加できませんので予めご承知おき願います。

企業名

参加者①	部署	役職	お名前(ふりがな)	メールアドレス
参加者②	部署	役職	お名前(ふりがな)	メールアドレス
参加者③	部署	役職	お名前(ふりがな)	メールアドレス
電話番号(代表)	( )	—	Zoom個別サポートを希望されますか? (Zoomにて15分程度) <input type="checkbox"/> 下記日程を希望 第1希望 月 日 時 分 ~ 第2希望 月 日 時 分 ~ <input type="checkbox"/> 後日、日程調整を希望	
参加方法 (いずれかに○をお願いします)	会場参加 ・ オンライン参加			

※ご教示いただくメールアドレスへは、本最終成果共有会に関する連絡や事後アンケートの連絡等に使用するものです。

目的以外に使用、第三者に提供することはありません。

※新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、開催形式を変更させていただく場合がございます。

### 注意事項 必ずご確認ください。

- 新型コロナウイルスに関する感染予防策のため、入場時の検温やマスクの着用、アルコール消毒等、ご協力をお願いします。
- 当日は、発熱・咳・咽頭痛を含む風邪のような症状や体調不良の方は来場を控えてください。
- オンライン参加の方は、安定した通信環境でご覧ください。通信環境や回線状況により、音声や映像が乱れる、画面がフリーズする等、ご視聴いただけない場合がございます。予めご了承ください。
- 当日、回線やパソコンの不具合等により万一会場参加ができません場合は、再度ご受講いただくことが出来ませんので、事前にインターネットの回線速度及びパソコンの動作検証等をお願いします。
- 録画、録音、撮影および資料の2次利用、詳細内容のSNSへの投稿は固くお断りします。
- 県外にお住まいの方は、当該都道府県の移動に関する方針等に十分留意し、対応していただくようお願いします。
- スマートフォンを活用した「新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)」の活用をお願いします。また、会場において「安心みえるLINE」のQRコードがある場合は読み込んでいただくようお願いします。
- 参加したイベントで感染が発生した場合、保健所などの聞き取りにご協力ください。

お問い合わせ先

株式会社プロスタンダード

受付時間は平日 9:00 から 18:00 まで

(ただし12月29日(水)から1月4日(火)を除く)

メール: [m.takatori@prostandard.co.jp](mailto:m.takatori@prostandard.co.jp) TEL: 03-6899-3266 FAX: 03-6899-3267 担当: 高取

三重県UIターン就職情報セミナー

みえの企業

知らないなんて  
もったいない!

# 大研究会

対象

学生  
(2023卒)  
\*1,2年生も参加可  
社会人若年層

2022年 **2/10(木)**  
12:30~15:30

オンライン  
開催  
Zoom

三重県には、知る人ぞ知る！隠れ優良企業が数多く存在します。  
本格的な就活シーズンに先駆けて、  
みえの企業情報をごっつりゲットできるチャンスです！！

## プログラム

- ・三重県の就活支援や企業の探し方等の知ってク情報について
- ・企業説明会・質疑応答  
＜1回目～3回目＞  
※企業を3社まで選んでエントリーできます

参加費無料

服装自由

お申込みは  
こちら



※参加企業情報等を随時更新中！

## 【お問合せ先】

ええとこやんか三重移住相談センター（ふるさと回帰支援センター内）  
担当：堂込（どうこみ） 営業時間：10:00～18:00（火・木・金・土・日）  
TEL:080-7039-4764 Email: u-oshihiro05@mie-kinfukukyo.or.jp

令和3年 障害者雇用状況の集計結果が公表されました！

三重労働局が、県内の民間企業や公的機関などにおける令和3年の「障害者雇用状況」を公表しました。

令和3年6月1日時点の民間企業における障害者実雇用率は2.36%で、前年比0.08ポイント上昇し、8年連続で過去最高を更新しました。

県は、三重労働局・ハローワークと連携の上、県内の障害者雇用率の更なる向上や法定雇用率未達成企業・機関の解消に向けた支援を継続していきます。



◆三重県内の障害者雇用状況（三重労働局ホームページ）

<https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/content/contents/001047924.pdf>

第 41 回全国障害者技能競技大会及び第 59 回技能五輪全国大会において  
銀賞と敢闘賞を受賞した三重県代表選手が副知事を訪問しました！



令和 3 年 12 月 17 日から 20 日まで東京都で開催された、「第 41 回全国障害者技能競技大会（通称：全国アビリンピック）」及び「第 59 回技能五輪全国大会」において、参加した三重県代表選手が銀賞及び敢闘賞の受賞報告を行うため令和 4 年 1 月 20 日に副知事を訪問しました。  
中谷選手、伊東選手、勝又選手、受賞おめでとうございます！

(1) 第 41 回全国アビリンピック

競技種目 オフィスアシスタント

入賞名 銀賞 ※本種目において、三重県代表選手として初の受賞です。

入賞者 中谷 翠（なかにに みどり） 百五管理サービス株式会社（津市）

競技種目 電子機器組立

入賞名 銀賞 ※本種目において、三重県代表選手の入賞は 8 大会連続です。

入賞者 伊東 惇（いとう あつし） 株式会社デンソー 大安製作所（いなべ市）

(2) 第 59 回技能五輪全国大会

競技種目 造園

入賞名 敢闘賞 ※本種目において、三重県代表選手の入賞は 8 大会連続です。

入賞者 勝又 大雅（かつまた ひろまさ） 県立四日市農芸高等学校（四日市市）

◆大会の概要など詳しくは、こちらをご覧ください。（県ホームページ）

<https://www.pref.mie.lg.jp/TOPICS/m0030700448.htm>

厚生労働省三重労働局委託

※本事業は厚生労働省の委託を受け、三重県生涯現役促進地域連携協議会が実施するものです。

県内にお住いの  
概ね**55**歳以上のお仕事をお探しの方

# 就労相談会

無料

シニア世代の就労をサポートします

個別に  
相談に対応  
します

シニア世代に  
特化した  
対応をします

服装  
自由です

関連機関と  
連携した  
サポートを  
します

参加者  
募集  
しています

就労まで  
お世話を  
します

事前  
予約制です



参加費無料ですのでお気軽にご参加ください!!

対象

概ね**55**歳以上の方

会場

詳細は裏面に記載しています

雇用保険受給者の皆様

『**求職活動実績**』  
になります

『**雇用保険受給資格証**』  
を持参ください



主催：三重県生涯現役促進地域連携協議会

# 私たちの就労相談とは

## 就労相談会の特色

1. ハローワークの求人情報を提供します。
2. 支援員が相談者のニーズに寄り添い、就労までの支援を展開します。
3. お一人様60分以内とさせて頂き、状況に併せて継続した相談も対応します。
4. 関係機関と連携を図りながら、協議会ならではの丁寧なマッチングを行います。



**鳥羽市・志摩市**  
相談会場はこちらです

地区	開催会場	開催日				時間
鳥羽	鳥羽市役所 西庁舎3階「相談室」	1回目	6月11日(金)	4回目	12月10日(金)	10:00 ~ 16:00
		2回目	8月20日(金)	5回目	令和4年2月4日(金)	
		3回目	10月8日(金)	6回目	3月11日(金)	
志摩	志摩市役所 4階会議室	1回目	6月18日(金)	4回目	12月17日(金)	
		2回目	8月27日(金)	5回目	令和4年2月18日(金)	
		3回目	10月15日(金)	6回目	3月18日(金)	



### 新型コロナウイルス感染拡大のため、ご協力をお願いします

- ①発熱症状のある方、体調のすぐれない方は参加をお控えください
- ②当日はマスクの着用をお願いします
- ③入口で検温・アルコールによる手指消毒をお願いします



参加をご希望の方は下記よりお申込みください

**☎ 059-261-6153**

※お電話の受付は平日のみの9:00~17:00になります

主催：三重県生涯現役促進地域連携協議会 協力：ハローワーク伊勢

# 労働委員会のあっせん制度のご案内

## ～労働争議のあっせん・個別労働関係紛争のあっせん～

労働争議のあっせんは労働組合と会社の間で、個別労働関係紛争のあっせんは個々の労働者と会社の間で、労働条件等をめぐって紛争が発生し、自主的な解決が困難なとき、当事者からの申請に応じて、紛争を平和的に解決するための仲介・援助などを行う制度です。

※ 労働争議のあっせん、個別労働関係紛争のあっせんのご利用は、いずれも**無料**です。

労働争議のあっせん申請窓口は三重県労働委員会事務局、個別労働関係紛争のあっせん申請窓口は三重県労働相談室（津市栄町1丁目891 三重県勤労者福祉会館1階 TEL:059-213-8290 または 059-224-3110）です。

### ■ 労働委員会のあっせんの方法

あっせんの開始とともに、あっせん員が指名されます。あっせん員には、労働者側、使用者側及び第三者の性格を持つ公益側から各1名、計3名が任命されます。

あっせん員が公平・中立な立場で当事者双方の言い分を聞き、解決のために適切な助言を行い、双方の歩み寄りを図り、その結果、双方の意向が一致することで解決が図られます。



### ■ 労働争議のあっせん事例

A会社の従業員により新たに結成されたB労働組合から、A会社に団体交渉を申し入れたものの応じてもらえないとして、あっせん申請がありました。

公労使（公益側、労働者側、使用者側）3名のあっせん員が双方の意見をよく聞いて、助言を交えながら説得したところ、会社側から、団体交渉には応じるが、併せて団体交渉のルールづくりをしたいとの要望がありました。そこで、調整の結果、数回のあっせんを経て双方が歩み寄り、団体交渉のルール（日時、場所、時間、出席者など）を定め、団体交渉を行うことに合意し、本件は解決しました。

### ■ 個別労働関係紛争のあっせん事例

X社に勤めるYさんは、突然解雇を言い渡されましたが、解雇理由に心当たりがなく、納得できなかったことから、慰謝料、解雇予告手当等を求めてあっせん申請しました。

あっせん開始時には、双方の主張に大きな隔たりがありましたが、あっせん員がそれぞれの主張をよく聞き、譲歩を促したところ、双方が歩み寄り、X社がYさんに解決金を支払うことで合意し、本件は解決しました。

# 令和4年度の労働保険料及び一般拠出金の納付に、口座振替を利用しませんか。

簡単な手続きで申し込みいただけます。

口座振替の申込手続きは以下のとおりです。

## ① 申込用紙に記入

申込用紙は、厚生労働省ホームページからダウンロード

記入方法は、厚生労働省ホームページを参照してください。

厚生労働省 労働保険 口座振替 で **検索**

## ② 金融機関の窓口へ提出

下記の締切日(※1)に注意して、申込用紙を提出してください。

※対象金融機関については厚生労働省ホームページで確認してください。(一部取り扱いの無い金融機関があります。)

	全期または第1期	第2期	第3期
申込締切日(※1)	令和4年2月25日	令和4年8月15日	令和4年10月11日
通常の納期限	7月10日	10月31日	1月31日



口座振替による納付日(引き落とし日)	9月6日	11月14日	2月14日
--------------------	------	--------	-------

※申込締切日を過ぎて提出された場合は、次の期からの振替となります。

問い合わせ先 三重労働局労働保険徴収室徴収係 059-226-2100

# 育児・介護休業法 改正ポイントのご案内

## 令和4年4月1日から3段階で施行

男女とも仕事と育児を両立できるように、産後パパ育休制度（出生時育児休業制度、P2参照）の創設や雇用環境整備、個別周知・意向確認の措置の義務化などの改正を行いました。

令和4年4月1日施行

## 1 雇用環境整備、個別の周知・意向確認の措置の義務化

### ● 育児休業を取得しやすい雇用環境の整備

育児休業と産後パパ育休（P2参照）の申し出が円滑に行われるようにするため、事業主は以下のいずれかの措置を講じなければなりません。※複数の措置を講じることが望ましいです。

- ① 育児休業・産後パパ育休に関する**研修の実施**
- ② 育児休業・産後パパ育休に関する相談体制の整備等（**相談窓口設置**）
- ③ 自社の労働者の育児休業・産後パパ育休取得**事例の収集・提供**
- ④ 自社の労働者へ育児休業・産後パパ育休**制度と育児休業取得促進に関する方針の周知**

### ● 妊娠・出産（本人または配偶者）の申し出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置

本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出た労働者に対して、事業主は育児休業制度等に関する以下の事項の周知と休業の取得意向の確認を、個別に行わなければなりません。

※取得を控えさせるような形での個別周知と意向確認は認められません。

周知事項	① 育児休業・産後パパ育休に関する制度 ② 育児休業・産後パパ育休の申し出先 ③ 育児休業給付に関すること ④ 労働者が育児休業・産後パパ育休期間について負担すべき社会保険料の取り扱い
個別周知・意向確認の方法	①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等 のいずれか 注：①はオンライン面談も可能。③④は労働者が希望した場合のみ。

※雇用環境整備、個別周知・意向確認とも、産後パパ育休については、令和4年10月1日から対象。

## 2 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和

就業規則等を見直しましょう

### 現行

(育児休業の場合)

- (1) 引き続き雇用された期間が1年以上
- (2) 1歳6か月までの間に契約が満了することが明らかでない

### 令和4年4月1日～

(1)の要件を撤廃し、(2)のみに

- ※無期雇用労働者と同様の取り扱い  
(引き続き雇用された期間が1年未満の労働者は労使協定の締結により除外可)
- ※育児休業給付についても同様に緩和

### 3 産後パパ育休（出生時育児休業）の創設

### 4 育児休業の分割取得

就業規則等を見直しましょう

	産後パパ育休（R4.10.1～） 育休とは別に取得可能	育休制度 （R4.10.1～）	育休制度 （現行）
対象期間 取得可能日数	子の出生後8週間以内に 4週間まで取得可能	原則子が1歳 （最長2歳）まで	原則子が1歳 （最長2歳）まで
申出期限	原則休業の2週間前まで※1	原則1か月前まで	原則1か月前まで
分割取得	分割して2回取得可能 （初めにまとめて申し出ることが必要）	分割して 2回取得可能 （取得の際にそれぞれ申出）	原則分割不可
休業中の就業	労使協定を締結している場合 に限り、労働者が合意した範囲※2で休業中に就業することが可能	原則就業不可	原則就業不可
1歳以降の 延長		育休開始日を柔軟化 （開始日について、配偶者が1歳以降の育休をする場合は当該育休の終了予定日の翌日以前を追加）	育休開始日は1歳、 1歳半の時点に 限定
1歳以降の 再取得		特別な事情がある場合に限り 再取得可能※3	再取得不可

※1 雇用環境の整備などについて、今回の改正で義務付けられる内容を上回る取り組みの実施を労使協定で定めている場合は、1か月前までとすることができます。

※2 具体的な手続きの流れは以下①～④のとおりです。

- ①労働者が就業してもよい場合は、事業主にその条件を申し出
- ②事業主は、労働者が申し出た条件の範囲内で候補日・時間を提示（候補日等がない場合はその旨）
- ③労働者が同意
- ④事業主が通知

なお、就業可能日等には上限があります。

- 休業期間中の所定労働日・所定労働時間の半分
- 休業開始・終了予定日を就業日とする場合は当該日の所定労働時間数未満

例) 所定労働時間が1日8時間、1週間の所定労働日が5日の労働者が、  
休業2週間・休業期間中の所定労働日10日・休業期間中の所定労働時間80時間の場合  
⇒ 就業日数上限5日、就業時間上限40時間、休業開始・終了予定日の就業は8時間未満

休業開始日	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	13日目	休業終了日
4時間	休	休	8時間	6時間	休	休	休	6時間
休	休	休	休	休	休	4時間	休	休

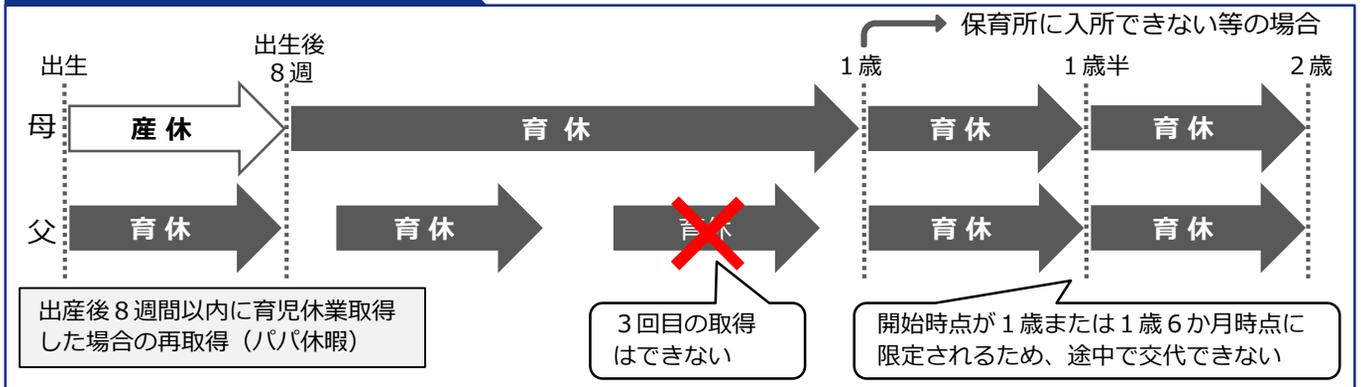
産後パパ育休も育児休業給付（出生時育児休業給付金）の対象です。休業中に就業日がある場合は、就業日数が最大10日（10日を超える場合は就業している時間数が80時間）以下である場合に、給付の対象となります。

注：上記は28日間の休業を取得した場合の日数・時間。休業日数が28日より短い場合は、その日数に比例して短くなります。

育児休業給付については、最寄りのハローワークへお問い合わせください。

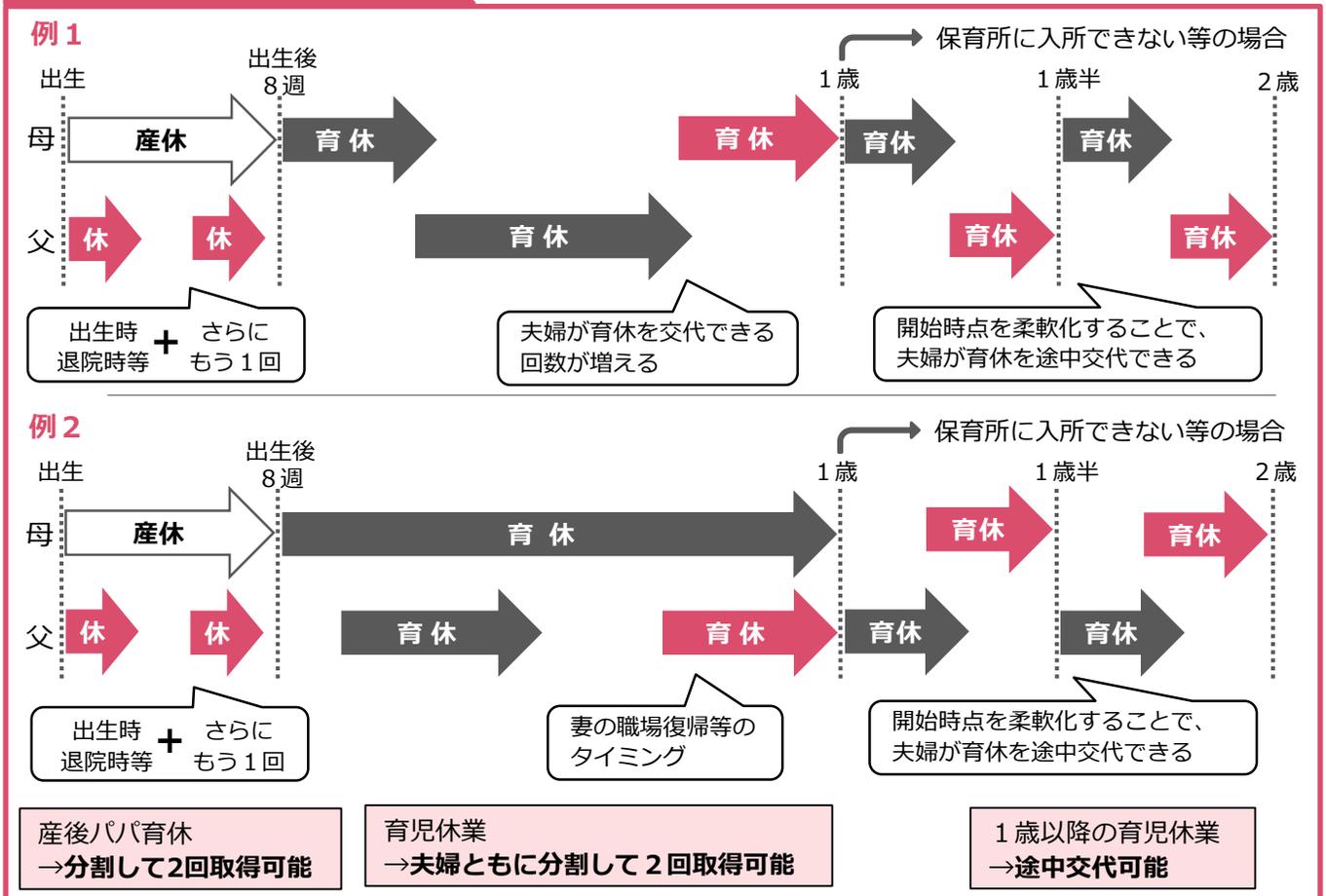
# 改正後の働き方・休み方のイメージ（例）

## 現行



## 令和4年10月1日～

ピンク色の矢印が、今回の改正で新たにできるようになることです



※3 1歳以降の育児休業が、他の子についての産前・産後休業、産後パパ育休、介護休業または新たな育児休業の開始により育児休業が終了した場合で、産休等の対象だった子等が死亡等したときは、再度育児休業を取得できます。

## 育児休業等を理由とする不利益取り扱いの禁止・ハラスメント防止

育児休業等の申し出・取得を理由に、事業主が解雇や退職強要、正社員からパートへの契約変更等の不利益な取り扱いを行うことは禁止されています。今回の改正で、妊娠・出産の申し出をしたこと、産後パパ育休の申し出・取得、産後パパ育休期間中の就業を申し出・同意しなかったこと等を理由とする不利益な取り扱いも禁止されます。

また、事業主には、上司や同僚からのハラスメントを防止する措置を講じることが義務付けられています。

### ハラスメントの典型例

- ・ 育児休業の取得について上司に相談したら「男のくせに育児休業を取るなんてあり得ない」と言われ、取得を諦めざるを得なかった。
- ・ 産後パパ育休の取得を周囲に伝えたら、同僚から「迷惑だ。自分なら取得しない。あなたもそうすべき。」と言われ苦痛に感じた。

## 5 育児休業取得状況の公表の義務化

従業員数1,000人超の企業は、**育児休業等の取得の状況を年1回公表することが義務付けられます。**

公表内容は、男性の「育児休業等の取得率」または「育児休業等と育児目的休暇の取得率」です。取得率の算定期間は、公表を行う日の属する事業年度（会計年度）の直前の事業年度です。インターネット等、一般の方が閲覧できる方法で公表してください。自社のホームページ等のほか、厚生労働省が運営するウェブサイト「両立支援のひろば」で公表することもおすすめします。

### さらに詳しく知るための情報・イベントなど

#### ■ 男性の育児休業取得促進セミナーのご案内

イクメンプロジェクトでは、改正育児・介護休業法も踏まえて、男性の育児休業取得促進等に関するセミナーを開催しています。

##### ① 男性の育児休業取得促進セミナー

<https://ikumen-project.mhlw.go.jp/event/>

①



#### ■ 両立支援について専門家に相談したい方へ

##### 【中小企業のための育児・介護支援プラン導入支援事業】

制度整備や育休取得・復帰する社員のサポート、育児休業中の代替要員確保・業務代替等でお悩みの企業に、社会保険労務士等の専門家が無料でアドバイスします。

##### ② 中小企業のための育児・介護支援プラン導入支援事業

<https://ikuji-kaigo.com/>

②



#### ■ 雇用環境整備、個別周知・意向確認の例

厚生労働省では以下の資料をご用意しています。社内用にアレンジする等してご活用いただけます。

##### ③ 社内研修用資料、動画

<https://ikumen-project.mhlw.go.jp/company/training/>

③



##### ④ 個別周知・意向確認、事例紹介、制度・方針周知ポスター例

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000103533.html>

④



#### ■ 両立支援のひろば（厚生労働省運営のウェブサイト）

両立支援に取り組む企業の事例検索や自社の両立支援の取組状況の診断等が行えます。育児休業取得率の公表も行えるように改修する予定です（令和3年度末予定）。

##### ⑤ 両立支援のひろば <https://ryouritsu.mhlw.go.jp/>

⑤



### 中小企業事業主は中小企業向け支援をご活用ください

#### ハローワークにおける求人者支援員による支援など

ハローワークでは、育児休業中の代替要員を確保したい企業を支援しています。

求職者が応募しやすい求人条件の設定に関するアドバイス、求職者への応募の働きかけなどを行っています。

求人のお申し込みは、ハローワークの窓口、オンラインに加え、ハローワークから企業に訪問することも可能です。

全国のハローワーク

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/hellowork.html#whereishellowork](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/hellowork.html#whereishellowork)



お問い合わせ先 三重労働局雇用環境・均等室 TEL 059-226-2318

各都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）のお問合せ先は下記サイトでご覧いただけます。

<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/index.html>



# 令和3年度

コロナ禍における勤務環境改善のための

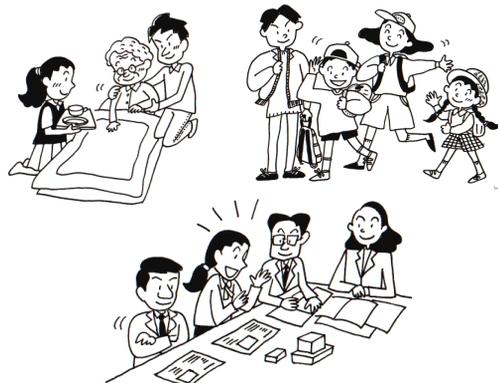
# 参加者募集中!

## オンラインワークショップのご案内

●対象: 人事労務担当者等 ●参加費: 無料

コロナ禍において、テレワークなどの多様な働き方の導入や、生産性の向上、時間外労働の削減など勤務環境改善のための取組を進めるため、働き方・休み方の課題解決や実践につながる情報交換の場としてワークショップを開催します。

実践のヒントを参加者のみなさまとともに考えますので、「何から取り組めばよいかわからない」、「取組を一步でも前へ進めたい」とお悩みの方は、ぜひご参加ください。



●開催日時・定員

第4回

2月18日(金) 13:30~15:00	定員 12名
-------------------------	-----------

※定員に達し次第締め切ります

●ワーク・ショップの内容

参加者が6人程度のグループに分かれて、三重労働局の職員やコンサルタントなどと一緒に、職場の働き方や休み方の改善に向けた現状、課題、解決方法についてオンライン上で話し合います。

ワークショップに参加された各事業所で、取組を実践される場合、改善計画や取組の進め方などについてアドバイスを希望される事業所に対しては、専門のコンサルタントが個別に訪問し、支援します。(無料)

●当日のスケジュール

○説明 「コロナ禍におけるテレワークの必要性、生産性の向上に向けて」

○ワークショップ開催

テーマ

1. 新型コロナウイルス感染症対策

新しい生活様式に配慮した職場での取り組みなど

2. 多様な働き方・生産性の向上

テレワーク、勤務間インターバル制度、兼業・副業など

3. 労働時間関係

所定労働時間の削減、労働時間管理方法など

4. 休暇関係

年次有給休暇を取得しやすい職場環境、ワクチン休暇など

●参加申込・お問い合わせ

裏面によりお申し込みください。

主催：三重労働局・三重働き方改革推進支援センター

## お申込み方法

### 三重働き方改革推進支援センターへ、お申込みください。

▶センターのホームページから、もしくは、QRコードからお申込みできます。

- ▶(センターホームページ) <https://task-work.com/mie/>  
トップページ右側メニューの「セミナー開催」をクリック。  
⇒「セミナー開催一覧」のうち、本ワークショップの申込フォームに必要事項を記入の上、お申込みください。

- ▶(QRコードアドレス) 右のQRコードから申込ができます。



※各回開催日の**1週間前までに**、お申し込みをお願いいたします。

申込締切日前に定員に達した時点で申込を終了いたしますので、ご了承ください。

## お申込み後の流れ

1. 参加されるワークショップ開催の2日前までに、**当日の資料とZoom（ウェブ会議システム）**の「入室用URL、ID、パスワード」を記載した招待メールを、登録されたメールアドレスあてに、センター(mie@task-work.com)より送信いたします。

※ 当日の資料は、案内に沿ってダウンロードしてご準備ください。

※ 紙媒体の資料の送付はございません(当日はZoom画面にも資料を映します)。

※ 資料の準備シートに各社の問題点、成功点をあらかじめ記載していただくか、当日発表できるようにご準備ください。

2. 開催日は、開始時間10分前より、上記の招待メールに記載するURLをクリックしてご参加ください。

## 注意事項

- ▶お申込みの際にご提供いただいた個人情報は、本ワークショップの管理運営以外に使用いたしません。
- ▶全日程でZoomを使用します。Zoomに関する使用方法是本ワークショップ主催者ではお答えしておりません。
- ▶当日は、安定した通信環境でご参加ください。通信環境や回線状況により、音声や映像が乱れる、画面がフリーズする等、ご視聴いただけない場合があります。
- ▶録画、録音、撮影及び資料の2次利用、詳細内容のSNS等への投稿は固くお断りいたします。

### ワークショップの内容に関するお問合せ先

三重労働局雇用環境・均等室

〒514-8524 津市島崎町327番2  
津第二地方合同庁舎

TEL 059-226-2318

### WEB等でのお申込みに関するお問合せ先

(厚生労働省三重労働局委託事業)  
三重働き方改革推進支援センター

フリーダイヤル 0120-111-417

E-mail mie@task-work.com

ホームページ <https://task-work.com/mie/>

# 勤務間インターバル制度

# 導入促進シンポジウム



企業において、従業員の健康管理やワーク・ライフ・バランスの確保は重要な課題です。本シンポジウムでは、2019年4月から企業の努力義務となっている勤務間インターバル制度※について、その重要性や企業が取り組むことによるメリット、取組を進めるためのポイント等について、先進事例とともに解説します。

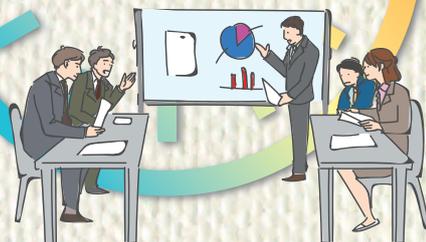
※勤務間インターバル制度とは、終業時刻から次の始業時刻の間に一定時間以上の休息時間を確保する仕組みです。

視聴  
無料

**日時** 2022/2/18(金) 13:30~16:00

**実施方法** ・Zoomウェビナー  
・YouTubeライブ

同時  
配信



## プログラム

🕒 13:30~13:35 **開会・ご挨拶**

### 第一部「勤務間インターバル制度」の導入に向けて

🕒 13:35~13:55 **基調講演**

**小林 徹氏**

公立大学法人 高崎経済大学 経済学部 准教授

「労働経済学から見る勤務間インターバルの必要性と  
考えられる効果」



慶應義塾大学大学院商学研究科博士課程修了。  
独立行政法人労働政策研究・研修機構を経て、  
2018年より現職。  
労働経済学の理論およびデータをを用いた労働  
市場に関する様々な課題に対する研究に取組む。

🕒 13:55~14:40 **事例発表「先進企業に学ぶ勤務間インターバル制度の活用方法」**

- 東急建設株式会社
- ジヤトコ株式会社
- 社会福祉法人あいの土山福祉会 エーデル土山

すでに勤務間インターバル制度を導入している  
企業・社会福祉法人3社より、制度導入のねらいや  
具体的な制度内容、導入・運用時の  
工夫等について事例を発表いたします。

### 第二部パネルディスカッション「勤務間インターバル制度の効果的な運用に向けて」

🕒 14:50~15:55 基調講演や企業の取組紹介を踏まえ、「勤務間インターバル制度設計時の工夫」「勤務間インターバル制度運用時の対応」「勤務間インターバル制度の効果」などについて、下記コーディネーター、パネリスト、事例発表企業3社でご議論いただきます。

【コーディネーター】

**今野 浩一郎氏**

学習院大学名誉教授・  
学習院さくらアカデミー長

企業の人的資源管理からマクロの雇用問題まで、  
人材に関わる分野を幅広く研究し、数多くの公職を  
歴任。主な著書として、『マネジメント・テキスト  
—人事管理入門(第3版)』日経BP日本経済新聞出版本部、2020年等がある。



【パネリスト】

**高橋 正也氏**

独立行政法人労働者健康安全機構  
労働安全衛生総合研究所  
過労死等防止調査研究センター センター長

1990年より労働省産業医学総合研究所(現・労働安全衛生総合  
研究所)に勤務し、2000年に群馬大学医学部で医学博士号を  
取得。労働安全衛生総合研究所上席研究員、同部長を経て、2019年4月より現職。



# 勤務間インターバル制度 導入促進シンポジウム お申し込み方法

## WEBでお申込みの方

下記URLまたはQRコードにアクセスし、必要事項をご入力の上、お申込みください。

<https://jmar-llg.jp/interval/>



## FAXでお申込みの方

下記お申込書に必要事項をご記入の上、FAXにてお申込みください。

FAX送信先: **03-3432-1837**

## お申込み締め切り

**2022/2/17(木) 12:00** までにお申込みください。

後日お申込みいただいたメールアドレスに視聴用URLをお送りします。

名称	勤務間インターバル制度導入促進シンポジウム
フリガナ	
お名前	
ご年齢	a.10代    b.20代    c.30代    d.40代    e.50代    f.60代以上
ご職業	a.会社員・団体職員(人事担当)    b.会社員・団体職員(人事担当以外) c.会社・団体役員、事業主    d.労働組合    e.学生    f.その他
ご所属先	※差し支えない範囲でご記入ください
参加方法	※Zoomの場合、登壇者への質問が可能ですが、定員になり次第ご参加は締め切らせて頂きます。 その場合、YouTubeライブによる視聴をお願いすることがございます。 a.Zoomで参加    b.Youtubeライブ配信を視聴
ご連絡先 視聴URLの送付先となります。 メールアドレスは必ずご記入ください。	メールアドレス:  電話番号:

### 【個人情報の取り扱いについて】

- ご提供いただいた個人情報は、厚生労働省及び本事業の委託者(株日本能率協会総合研究所)において、定められた個人情報保護に係る方針に基づき、適正な管理を行うとともに、個人情報の保護に努めます。
- 個人情報は、本シンポジウムに関するご連絡のために使用させていただきます。●法令に基づく場合をのぞき、個人情報を第三者に開示、提供することはありません。

### 【視聴にあたってのご注意】

- 本シンポジウムは、オンラインのためのリモート会議用アプリ「ZOOM」を使用します。ご参加いただく際には、事前に「Zoom Meetings」をインストールしていただくか、ウェブブラウザを使ってZOOMウェビナーにご参加ください。
- 視聴いただく環境によって、ご覧いただけない場合や映像、音声がかかる場合があります。●視聴にかかるデータ通信費等は視聴する方の負担となります。●本シンポジウムの録画・録音はお断りいたします。

## 申込・お問い合わせ先

TEL: **0120-506-713**    MAIL: [interval@jmar.co.jp](mailto:interval@jmar.co.jp)

(平日10:00~17:00 フリーダイヤル)

株式会社日本能率協会総合研究所 勤務間インターバル制度広報事業 事務局

担当: 野山、大崎、増岡、小又    ※新型コロナウイルス感染症対策のため、在宅勤務を実施している場合があります。  
※お電話口不在の際は、大変お手数ですが、上記メールアドレスまでお問い合わせくださいますようお願いいたします。

厚生労働省「働き方・休み方改善ポータルサイト」からもお申込みいただけます。

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/seminar/>



# 解体等工事を行う場合は、石綿(アスベスト)含有の有無の事前調査が必要です！

改正  
労働安全衛生法  
(石綿障害予防規則)  
大気汚染防止法

## POINT

原則すべての建築物、工作物、鋼製の船舶の解体・改修工事について、石綿含有の有無に関する事前調査が必要となりました  
(令和3年4月1日から)

さらに、一定規模以上の解体工事の事前調査結果について、労働基準監督署と自治体への報告が必要となります  
(令和4年4月1日から)

### 解体等工事の受注

石綿粉じんが飛散しないことが明らかな作業を除き全ての解体・改修工事について

石綿粉じんが飛散しないことが明らかな作業

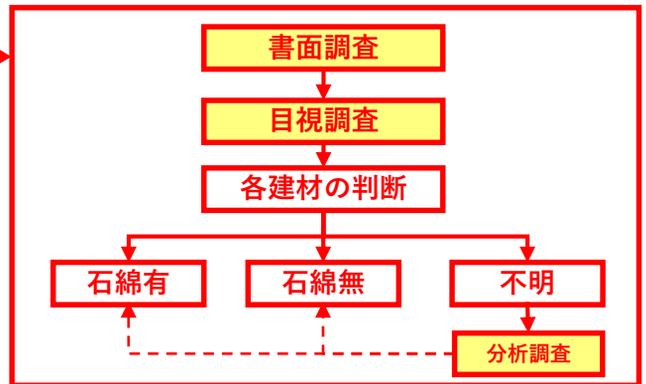
単一素材(木材、金属、石、ガラス)、畳、電球等のボルト、ナット等の固定具の取り外し、釘の打ち抜き等軽微な損傷しか及ぼさない作業、既存の塗装の上に新たな塗装を行う作業等

### 事前調査

- 建材毎に、
- ①設計図書その他の書面調査(書面調査)
  - ②現地での目視による調査(目視調査)

一定規模以上(裏面参照)の工事の場合  
石綿の有無に関わらず

※令和4年4月1日以降着工の工事から



### 事前調査結果の報告

「石綿事前調査結果報告システム」を利用し、PC等から労働基準監督署と自治体へ報告

### 事前調査結果の備付、記録

調査結果は、現場への備え付け(掲示)、記録の3年間の保存が必要

# 事前調査のポイント①

## 事前調査の対象

工事の対象	工事の種類
全ての建築物（建設設備を含む）	解体・改修工事（※1）
工作物（※2）	解体・改修工事
鋼製の船舶	解体・改修工事

※1「建築物の改修」とは、建築物に現存する材料に何らかの変更を加える工事であって、建築既存の躯体の一部の除去・切断・破碎・研磨の解体工事以外のものをいい、リフォーム、修繕、各種設備工事、塗装や外壁補修等のうち、穿孔（穴あけ）等を伴うものを含みます

※2「工作物」とは建築物以外のもので、土地、建築物に設置（埋設）されている全てのものをいいます（上下水道管、貯蔵設備、発電設備、エレベーター、エスカレーター、化学プラント等）

## 事前調査の方法

事前調査は、解体等対象物の全ての材料について、

- ・設計図書等の文書（電磁的記録を含む）による確認（書面調査）
- ・目視による確認（目視調査）

の両方の確認により、製品を特定

製品の特定

特定できない場合は  
分析調査またはみなし措置

- ア 製品のメーカーによる証明や成分情報等と照合する
- イ その製造年月日が平成18年9月1日以降であることを確認する

のいずれかの方法で行う必要があります（例外あり→ポイント③参照）

## 事前調査結果報告の要件

一定規模以上（事前調査結果の報告が必要）の工事とは

- ・解体工事部分の床面積の合計が80㎡以上の建築物の解体工事
- ・請負金額が100万円以上である建築物の改修工事
- ・請負金額が100万円以上である特定の工作物の解体又は改修工事

をいいます

「特定工作物」とは、反応槽、加熱炉、ボイラー及び圧力容器、配管設備、焼却設備、煙突、貯蔵設備、発電設備（太陽光、風力発電を除く）、変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）、トンネルの天井板、プラットフォームの上家、遮音壁、軽量盛土保護パネル、鉄道の駅の地下式構造部分の壁・天井、をいいます

# 事前調査のポイント②

## 事前調査結果の報告方法

事前調査結果の報告は、「石綿事前調査結果報告システム」を利用し、PC等から、以下の事項を入力することにより報告してください

- 事業者の名称、住所及び電話番号、解体等の作業を行う作業場所の住所、工事の名称及び概要、調査終了日
- 工事の実施期間
- 解体工事部分の床面積の合計が80㎡以上の建築物の解体工事の場合は、床面積の合計
- 請負金額が100万円以上である建築物の改修工事、特定の工作物の解体又は改修工事の場合は請負代金の金額
- 建築物、工作物又は船舶の構造、調査部分、調査方法、石綿等の使用の有無（無の場合は判断根拠）の概要
- 調査を行った者の氏名・証明書類の概要（建築物の場合に限る）
- 石綿作業主任者の氏名（石綿等が使用されている場合に限る）

なお、「石綿事前調査結果報告システム」の利用に際しては、事前に「gBizID」の登録が必要となります

### 石綿事前調査結果報告システム

(<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp>)



※2022年3月公開予定

### gBizID

(<https://gbiz-id.go.jp>)



## 事前調査結果報告の流れ



1回の操作で、労働安全衛生法と大気汚染防止法両方の報告ができます

# 事前調査のポイント③

## 事前調査の方法（例外）

対象物件が下表の左欄の場合は、右欄に掲げる書面調査でかまいません

対象物件	方法
過去に行った定期点検や定期修理等の記録などですでに改正後の石綿則で求める事前調査に相当する事前調査が行われている建築物・工作物・船舶	当該相当する調査の結果の記録を確認
シップリサイクル法に基づく有害物質一覧表確認証書（又は相当する証書）の交付を受けている船舶	有害物質一覧表を確認
平成18年9月1日以降に着工した建築物・工作物・船舶（日本国内で着工したものに限り）又は同日以降に輸入された船舶	当該着工日等を設計図書等で確認
平成18年9月1日以降に着工された工作物又は潜水艦であって、平成18年9月1日以降も製造・使用等の禁止が猶予されていたガasket又はグランドパッキングが、禁止日以降に設置されたもの	当該ガasket又はグランドパッキングの設置日を設計図書等で確認

## 事前調査を行うものの資格要件

令和5年10月1日より、「建築物の解体・改修」の事前調査は、必要な知識を有する以下の資格者等に行わせる必要があります

- ・ **建築物（一戸建ての住宅及び共同住宅の住戸の内部を除く）**  
一般建築物石綿含有建材調査者、特定建築物石綿含有建材調査者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められるもの（日本アスベスト調査診断協会の登録者等）
- ・ **一戸建ての住宅及び共同住宅の住戸の内部**  
一般建築物石綿含有建材調査者、特定建築物石綿含有建材調査者、一戸建て等石綿含有建材調査者

事前調査およびその他の石綿関連の法令規制の詳細は、最寄りの労働基準監督署へ問い合わせさせていただくか、「石綿総合情報ポータルサイト」をご覧ください

石綿総合情報ポータルサイト

検索



<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp>

# 業務によって感染した場合、 労災保険給付の対象となります

## 対象となるのは？

- 感染経路が業務によることが明らかな場合
- **感染経路が不明の場合でも、感染リスクが高い業務※に従事し、それにより感染した蓋然性が強い場合**
  - ※（例1）複数の感染者が確認された労働環境下での業務
  - ※（例2）顧客等との近接や接触の機会が多い労働環境下の業務
- 医師・看護師や介護の業務に従事される方々については、業務外で感染したことが明らかな場合を除き、原則として対象
- 症状が持続し（罹患後症状があり）、療養等が必要と認められる場合も保険給付の対象

詳しくは厚生労働省HPのQ&A  
（項目「5 労災補償」）をご覧ください▶



## 労災保険の種類

業務に起因して感染した労働者の方やそのご遺族の方は、正社員、パート等の雇用形態によらず、次のような保険給付を受けられます。

また、**保険給付の請求は、労働者ご自身が行うものです。**感染経路が不明であることなどにより、請求書に会社からの証明が受けられない場合、まずは労働基準監督署にご相談ください。

### 療養補償給付

- ① 労災指定医療機関を受診すれば、原則として無料で治療を受けることができます。
- ② やむを得ず労災指定医療機関以外で治療を受けた場合、一度治療費を負担してもらい後で労災請求をすることで、負担した費用の全額が支給されます。

### 休業補償給付

療養のために仕事を休み、賃金を受けていない場合、給付を受けることができます。

- 給付日：休業4日目から
- 給付額：休業1日あたり給付基礎日額の8割（特別支給金2割含む）  
\* 原則として「給付基礎日額」は発症日直前3か月分の賃金を暦日数で割ったものです

### 遺族補償給付

業務に起因して感染したため亡くなった労働者のご遺族の方は、遺族補償年金、遺族補償一時金などを受け取ることができます。

- お問い合わせは、お近くの労働局・労働基準監督署へ ▶



令和4年3月4日(金)まで  
延長しました

令和3年度

# 「公正採用選考オンライン研修会(動画の視聴)」

## 開催のご案内

三重労働局および公共職業安定所(ハローワーク)では、雇用主の皆様にあらゆる人権問題について理解を深めていただくとともに、企業における就職の機会均等が確保され、基本的人権を尊重した公正な採用選考システムが確立されるよう様々な啓発活動に取り組んでおります。

この一環として、事業主並びに公正採用選考人権啓発推進員の方々を対象とする「公正採用選考研修会」を県下5会場で開催を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症が急拡大している状況を鑑み、感染防止を徹底するために対面集団研修を中止しまして、三重労働局ホームページ上でのオンライン研修(【公正採用選考にかかる動画】視聴等)に変更させていただきます。

### 記

#### 1 研修方法

【公正採用選考にかかる動画】

YouTube厚生労働省動画チャンネル視聴



#### 2 研修動画・研修資料等のホームページ掲載場所

三重労働局 > ニュース&トピックス >

イベント情報 > 2021年度 > 令和3年度「公正採用  
選考オンライン研修会(動画の視聴)」開催のご案内



詳しくは  
HPへ!

#### 3 受講報告

オンライン研修受講後に、上記2に掲載されている【「公正な採用選考」のためのチェックリストおよび研修受講報告書】を管轄のハローワークにご提出(メール、郵送、持参またはFAX)ください。

**【受講報告期限 令和4年3月4日(金)】**

#### 4 その他

ご不明な点がございましたら、管轄のハローワークへお問い合わせください。

厚生労働省・三重労働局・三重県内ハローワーク

R0401

# 三重県内のハローワーク

ハローワーク	所在地	電話番号	FAX番号	メールアドレス
★桑名	〒511-0078 桑名市桑栄町1-2 サンファーレ北館1階	0594-22-5141 (部門コード:31#)	0594-23-2604	suishinin24050 @mhlw.go.jp
★四日市	〒510-0093 四日市市本町3-95	059-353-5566 (部門コード:31#)	059-354-1921	suishinin24010 @mhlw.go.jp
★鈴鹿	〒513-8609 鈴鹿市神戸9-13-3	059-382-8609 (部門コード:43#)	059-383-5619	suishinin24090 @mhlw.go.jp
★津	〒514-8521 津市島崎町327-1	059-228-9161 (部門コード:31#)	059-223-2395	suishinin24030 @mhlw.go.jp
★松阪	〒515-8509 松阪市高町493-6 松阪合同庁舎	0598-51-0860 (部門コード:31#)	0598-50-4186	suishinin24040 @mhlw.go.jp
★伊勢	〒516-8543 伊勢市岡本1-1-17	0596-27-8609 (部門コード:31#)	0596-27-1384	suishinin24020 @mhlw.go.jp
★伊賀	〒518-0823 伊賀市四十九町 3074-2	0595-21-3221	0595-24-2989	suishinin24060 @mhlw.go.jp
★尾鷲	〒519-3612 尾鷲市林町2-35	0597-22-0327	0597-23-2664	suishinin24080 @mhlw.go.jp
熊野	〒519-4324 熊野市井戸町赤坂 739-3	0597-89-5351	0597-89-5369	suishinin24081 @mhlw.go.jp

★印のハローワークでは、公正採用を進めるための啓発DVD等教材の貸し出しを行っています。



## 1 三重さんぽセンター産業保健研修会 【参加無料】

当センター主催の研修会は、産業保健関係者の専門的・実践的能力の向上を図るため、皆様方のご理解とご協力をいただきながら、新型コロナウイルス感染予防対策に十分留意の上、開催しております。定員に余裕がある研修会もありますので「産業保健研修会申込み方法及び注意事項等」をご覧ください、ホームページ(以下「HP」といいます。)からの申込みをお願いいたします。



なお、今後も緊急事態宣言が発令された場合等は、中止等の措置を講じさせていただくこととなりますので、予めご理解の上、申込みいただきますようお願いいたします。

当センターの研修会は、「産業医向け研修会(三重県医師会共催、日本医師会認定産業医研修)【単位取得有り】」と「産業保健スタッフ向け研修会【単位取得無し】」に区分していますが、どちらの研修会も職種等に関係なく希望される産業保健スタッフ等の皆様に受講していただけますので是非ご利用ください。



また、皆様からのご要望にお応えし、オンライン研修会(産業保健スタッフ向け【単位取得無し】)を開催しております。令和4年2月～3月の開催予定は下記のとおりです。HPに掲載の注意事項を必ずお読みいただいた上で申込みをお願いいたします。オンライン会議ツールは「Zoom」を使用します。スムーズに接続していただくために、アプリのダウンロードをお勧めします。

### 記

#### ○ 日時:2月16日(水)14:30～16:30

テーマ:「睡眠学に基づく快眠技法」

講師:橋元 慶男 【当センター産業保健相談員(カウンセリング担当)】

#### ○ 日時:3月2日(水)14:00～15:00 【追加研修が決定しました】

テーマ:「職業性疾病等労災の認定について」

講師:増田 伸士 【三重労働局労働基準部労災補償課監察官】

研修概要:事業場の労務管理担当者や産業保健スタッフの方々を対象に、職業性疾病等各種労災の認定基準等について、分かりやすく説明します。

## 2 メールマガジンの配信、登録 【無料】

利用者の皆様に産業保健に関する新たな情報等をお手元にお届けするため、毎月1回15日を目途に「三重産保メルマガ」を配信しております。当メルマガは、日本医師会認定等の産業保健研修会案内、産業保健に関する最新情報、産業保健相談員コーナー、イベント案内、労働行政からのお知らせ等利用者の皆様にお役立ていただけるものとなるよう努めております。また、申込者が多い「産業医向け研修会」については、お1人様「1ヶ月間に1研修以内」という制限を設けておりますが、メルマガ登録者には「1ヶ月間に2研修以内」と、緩和措置を設けさせていただいております。配信をご希望の方は、当センターのHPのトップ画面の左側中段にある「メールマガジン」からお申し込みいただけますので、是非お申し込みいただき、産業保健活動の情報収集の一つとしてお役立ていただければと存じます。

独立行政法人 労働者健康安全機構

三重産業保健総合支援センター (三重さんぽセンター)

〒514-0003 三重県津市桜橋二丁目191-4 三重県医師会館5階

☎ 059-213-0711 FAX 059-213-0712